

| | |
|-------------------|--------------------|
| 氏名 (法人にあっては名称) | 株式会社日本アクセス |
| 住所 | 東京都品川区西品川一丁目1番1号 |
| 計画期間 | 令和4年4月1日～令和7年3月31日 |
| 基準年度(*1) | 令和3年度 |

1 事業者の要件 ((1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

| | |
|------------|---|
| 該当する事業者の要件 | <input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者 |
|------------|---|

2 事業の概要

| | |
|--------|--|
| 事業者の業種 | その他の食料・飲料卸売業 (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号： 5229) |
| 事業の概要 | 東京都に本社、全国に配送センターを設置し、加工食品の卸売業を営んでいる。 |

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

本社組織内、「エネルギー管理統括者」および「エネルギー管理企画推進者」をおき、原油換算1.500KL超の拠点に、「エネルギー管理員」を設置し、エネルギーの抑制と同時にCO₂排出抑制に努めます。

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

| 項目 | 基準年度の実績 a | 計画期間の目標 b | 削減量の対基準年度比 |
|------------------|---|-------------------------|----------------------------------|
| | 令和3年度 | 令和4～令和6年度 (平均値) | ((a-b)/a) × 100 (aは基準年度の実排出量) |
| 温室効果ガス実排出量(*5) | 2,659 t-CO ₂ | 2,606 t-CO ₂ | 2.0 % |
| 温室効果ガスみなし排出量(*6) | | 2,606 t-CO ₂ | 2.0 % |
| 目標設定の考え方 | 冷凍・冷蔵庫の温度管理、照明設備の運用管理、事務用機器等の管理により、年間2%の削減を目指す。 | | |

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制度合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連續した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素（エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの）、メタン、一酸化二窒素、ハドロフルオロカーボン、ハーフロオロカーボン及び六ふつ化硫黄）の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものという。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000t以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものという。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

| 事業分類 | 基準年度の実績 a | 計画期間の目標 b | 削減量の対基準年度比 |
|----------------------|-----------|--------------------|------------------------|
| | 令和3年度 | 令和4～令和6年度 (平均値) | $((a-b)/a) \times 100$ |
| | | | % |
| | | | % |
| | | | % |
| 原単位の指標及び 目標設定の考え方 | | | |

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

- 冷凍・冷凍庫の温度管理徹底と定期的なチェック体制確立
- 高照度箇所の間引き、会議室等未使用時の不在スペース消灯を徹底
- 事務所内環境の管理徹底
 - ①使用パソコンの省エネモード設定
 - ②空調温度設定の徹底のもと、低稼働率の取り組み実施

(4) 温室効果ガスのみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

弊社では、以下5項目を基本方針として温室効果ガス発生抑制に取り組みます。

- 1) 省エネ・省資源とりサイクル
- 2) 廃棄物の適正処理
- 3) 物流業務に伴い生じる環境負荷の低減
- 4) 環境保全意識の向上と啓発
- 5) 地域社会との共生と社会貢献活動への参画

5 その他の取組

社用車のエコカー（低排出ガス車およびハイブリッドカー）の使用

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。

*8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスのみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。